

副検事、簡易裁判所判事経験者の専門性の活用について

2004年7月1日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 副検事、簡易裁判所判事経験者の専門性の活用のために、新たに弁護士に準ずる資格を創設し、これを副検事、簡易裁判所判事経験者に付与することには反対。
- 2 副検事、簡易裁判所判事経験者の有する専門性の活用は、新たな資格付与によることなく、個別具体的に検討すべき。

第2 意見の理由

- 1 司法制度改革審議会意見書に基づく基本的視点
 - 1) 従前以上の高い資質・能力の法曹の確保と法曹の大幅増員が必要。
 - 2) プロセスとしての法曹養成制度のスタート。
 - 3) 弁護士資格制度の基本原則の明確化。
 - 4) 審議会は「弁護士に準ずる新たな資格の創設・付与」は示していない。
 - 5) 司法制度改革推進計画も「弁護士に準ずる新たな資格の創設・付与」は示していない。
 - 6) 利用者の立場からも、いびつで利用しにくい制度となる。
- 2 弁護士人口の大幅増加

平成11年度	司法試験合格者	1000人
平成14年度		1200人
平成16年度		1500人
平成22年度		3000人
平成30年度	現在2万人の弁護士人口が	5万人へ
- 3 弁護士へのアクセス障害解消への努力
 - ・日弁連の努力 法律相談センター、公設事務所 etc.
 - ・新しい制度の創設 日本司法支援センター(総合法律支援法の成立)
- 4 副検事、簡易裁判所判事経験者の専門性と弁護士の職務の専門性の比較
 - 1) 刑事事件について
 - ・刑事事件の本質

- ・ 副検事、簡易裁判所判事の権限
- ・ 副検事の取扱事件、地位

2) 民事事件について

- 5 いびつな制度は利用者の混乱と不便を招く
- 6 司法書士、その他多くの分野での活用を
調停委員、司法委員、参与員
保佐人、補助人、司法教育スタッフ etc.